

**『平成27年度税制改正大綱 法人実効税率20%台目標に』**

昨年末に発表された平成27年度税制改正大綱より、そのポイントをお伝えする。初回は、法人税関連。

企業の収益力向上と賃上げへの積極的な取り組みを促すため、課税ベースの拡大等により財源を確保しながら法人実効税率を段階的に20%台まで引き下げる方向性が明示された。平成27年度においては、まず法人税率を現行の25.5%から23.9%に引き下げる。中小法人、公益法人等及び協同組合等の軽減税率の特例(所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率)については、引き続き19%から15%に引き下げるとともに、適用期限を2年延長することとなった。

同時に、大法人向けの法人事業税の外形標準課税の拡大をめざし、平成27年度においては付加価値割を現行の0.48%から0.72%へ、資本割を0.2%から0.3%へ引き上げ、さらに平成28年度には前者を0.96%、後者を0.4%へと改正する。一方で法人事業税所得割については現行の7.2%を平成27年度に6.0%、平成28年度に4.8%に引き下げることで、結果として国・地方を通じた法人実効税率は、現行の34.62%から平成27年度に32.11%、平成28年度に31.33%となる見通しになった。

**『美術品等の減価償却範囲を改正 1月1日から適用一国税庁通達』**

国税庁は12月19日付で、法人税基本通達等の中の美術品等に係る「時の経過によりその価値の減少しない資産」の範囲を改正し、平成27年1月1日以後に開始する事業年度から適用することにした。所得税基本通達も同様に改正された。

法人税基本通達7-1-1は古美術品、古文書等について、歴史的価値などを有し、代替性のないものは減価償却資産に該当しないとしている(これについては変更なし)。従来、美術関係の年鑑等に掲載されている作者の制作に係るものも減価償却資産に該当しないとしていたが、これを廃止した。また、減価償却資産として取り扱う取得価額を、1点20万円未満から同100万円未満に引き上げた。同100万円以上のもので、時の経過で価値が減少することが明らかなもの、例えば、会館のロビーのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用として法人が取得するもののうち、移設が困難で、美術品等としての市場価値が見込まれないものは減価償却資産とした。

今回の改正は、過去にさかのぼって適用はしないが、平成27年1月1日前から非減価償却資産である美術品等を有し、改正後の基準に基づき減価償却資産に該当すれば、平成27年1月1日以後最初に開始する事業年度から減価償却ができる。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。